

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

改正案	現行
<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百一十号）</p> <p>（国際貨物業務）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（以下「法」という。）（第一条第二号（定義））に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 別表に掲げる申告その他の手続に関する業務 二 第三条各号に掲げる処分に関する業務 三 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条第二項（証明又は確認）の規定による確認に関する業務 <p>四〇九（省略）</p>	<p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百一十号）</p> <p>（国際貨物業務）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（以下「法」という。）（第一条第二号（定義））に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 別表に掲げる申告その他の手続に関する業務 二 第三条各号に掲げる処分に関する業務 三 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条第二項（証明又は確認）の規定による確認に関する業務（輸入貨物に係るものに限る。） <p>四〇九 同上</p>

別表(第一条、第二条、第三条、第四条関係)		番号	手続
四三	~	三四	(省略)
三三		三三	関税法第七十条第二項(他の法令の規定による検査の完了又は条件の具備の証明)の規定による証明
三二		三二	関税法第七十条第一項(他の法令の規定による許可、承認等の証明)の規定による証明
三二		三二	関税法第七十条第一項(他の法令の規定による許可、承認等の証明)の規定による証明(輸入貨物に係るものに限る。)
三二		三二	同上
三二		三二	同上
四三	~	三四	同上
四三		四三	同上